

白井市子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

所管課

子育て支援課

1 補助金の名称

白井市子どもの居場所づくり支援事業補助金

2 補助金交付の目的

困難を抱える家庭の子どもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して過ごせるよう、子どもの居場所づくりに取り組む団体の活動を支援し、地域全体で子育てを支える環境を整える。

3 用語の定義

- ①「子ども」とは、子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する子どもをいう。
- ②「子どもの居場所づくり事業」とは、子ども食堂及び学習支援をいう。
- ③「子ども食堂」とは、子どもたちを対象に、無償又は低廉の実費徴収により食事の提供を行う事業（食材の配布を行うフードパントリー事業を含む。）をいう。
- ④「学習支援」とは、子どもたちを対象に、無償又は低廉の実費徴収により学習習慣の定着、基礎的な学力向上等自主的な学習の支援を行う事業をいう。

4 補助対象

白井市内において実施する子どもの居場所づくり事業であって、別紙に掲げる要件を満たす事業

5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

賃金、慶弔費、交際費、需用費（補助対象経費として掲げるものを除く）、親睦費、その他補助事業と関係しない経費

6 補助額（率）

別紙に定める額

7 予算の範囲

予算の範囲内

8 施行日

令和6年4月1日

9 補助金の終期

令和10年3月31日

10 改正履歴

別紙

要件
①定款、規約、会則等により、自主的かつ自立的な運営を行っていること。 ②5人以上で構成され、その2分の1以上が市内に在住、在勤又は在学していること。 ③政治的活動又は宗教的活動を目的としないこと。 ④白井市暴力団排除条例（平成24年白井市条例第18号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。 ⑤国及び地方公共団体が交付する他の補助金を受けていないこと。 ⑥原則月1回以上継続的に開催していること。ただし、荒天やその他のやむを得ない事情により開催できなかった場合は、この限りではない。 ⑦1回当たりの参加者が子ども食堂にあっては10人以上、学習支援にあっては5人以上であること。 ⑧支援が必要な子ども及びその保護者について、必要に応じ支援機関に連絡する等の対応を行うこと。

補助対象経費	内容
報償費	協力者及び外部講師等の謝金
旅費	協力者及び外部講師等の交通費
需用費	消耗品費、学習支援の教材費、子ども食堂・フードパントリーで使用する食品代、会議等の茶菓代、広報用チラシ等の印刷製本費、広報費、食品を運搬する際の燃料費
役務費	通信運搬費、保険料
使用料及び賃借料	会場等使用料
負担金補助及び交付金	食品衛生責任者養成講習会等の研修受講料

補助額（率）
補助対象経費から次に掲げる収入の額を控除した額の2分の1の額（千円未満切り捨て） ①事業収入 ②国及び地方公共団体以外の者から受けた補助金 【上限額】 補助対象年度において各月1回以上開催した場合 10万円 補助対象年度において各月2回以上開催した場合 20万円